人権擁護委員制度をご存知ですか？

－６月１日は、人権擁護委員法が施行された日です－

人権相談所を開設いたしますので、困りごと、心配ごとでお悩みのかたは、お気軽にお越しください。

相談は、人権擁護委員又は法務局職員がお受けします。

相談は無料で、秘密は外部に漏れることはありません。

日　時　６月１日（水）
午前10時 ～ 午後３時まで

場　所　福祉センター３階

相談員

法務局職員

法務省人権擁護委員

・阪本仁志（薗）　・平岡弘乗（富安）
・天野孝二（薗）　・岩田和代（藤井）
・田中好美（北塩屋）　・柿木幸美（熊野）
・宇藤　勝（楠井）

上記以外にも以下のとおり、相談を受けています。

【定例相談】

日時　６月17日（金）　午前10時～午後３時まで

場所　福祉センター３階

【常時相談】

人権擁護委員の自宅及び和歌山地方法務局でも常時相談を受けています。

（☎０５７０－００３－１１０）

御坊市人権擁護委員協議会御坊分会
御坊市・和歌山地方法務局御坊支局

全国一斉『子どもの人権110番』強化週間を開設!!

日　程　６月27日(月)～７月３日(日)

受付時間　平　日　午前　８：30～午後７：00まで
土・日曜日　午前10：00～午後５：00まで

ぜろぜろななのひゃくとおばん
☎　０１２０－００７－１１０
（全国共通　無料）
☎　０７３－４２５－２７０４
（和歌山地方法務局人権擁護委員室内）
※無料で電話相談に応じています。秘密は守られます。

【相談内容等】

① いじめ・体罰・登校拒否・子どもの虐待など、子どもの人権に関わるすべての問題について、子どもの人権専門委員が電話相談に応じます。

② 通常は、月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日は除く。午前8時30分～午後5時15分）まで、同じ電話番号で「子どもの人権110番」を開設しています。なお、毎週月曜日と水曜日は女性の人権擁護委員が相談に応じます。

和歌山県人権擁護委員連合会
子 ど も の 人 権 委 員 会

男女共同参画週間　６月23日（木）～29日（水）
「チャンスを分かち、未来を拓こう」

社会の様々な活動に参画する機会の格差を改善するため、女性に積極的に機会を提供する取組を「ポジティブアクション」（積極的改善措置）と呼び、地域社会などで推進することが求められています。

6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務化されました！！

日本では、住宅火災による死者数が１，０００人を超え、その約７割が逃げ遅れによるものから、今回の義務化となり、**これからはどの家にも火災警報器が必要**となります。

① **火災警報器はどこで買えばいいのか？**

火災警報器は、消火器などとともにホームセンターなどで購入できますが、煙式、熱式の２種類があり価格はさまざまです。尚、火災警報器の品質を保証するものとして、日本消防検定協会の鑑定マーク（**NSマーク**）が付いているので、購入時の目安として選びましょう。

↓日本消防検定協会NSマーク

② **火災警報器の取り付け場所・取り付け方**

火災警報器は、

・**「少なくとも寝室になっている部屋」**
・**「２階が寝室になっている場合は、避難経路となっている階段」**

に取り付けが必要で、天井や壁に取り付けることができます。詳しくは、取扱説明書をよく読んで正しい位置に取り付けてください。

③ **悪質業者に注意**

今回の火災警報器設置では、訪問販売等の悪質業者によるトラブルに注意が必要です。高齢者の方で、特に一人暮らしの方を狙った訪問販売や契約を迫られることが予想されます。

悪質業者の一般的な手口では、**「消防署の方から来ました。各家庭に火災警報器を付けなくてはなりません。」**と言って売りつける場合が考えられます。**公的機関の職員が一般住宅を訪問し、警報器を販売することはありません。**

④ **火災警報器に関する相談は？**

御坊市消防本部予防課までお問い合わせ下さい。　☎０７３８－２２－４８９９（予防課）